

## パビリオン予約一般来場者利用規約

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「当協会」といいます。）が運営する、EXPO2025 デジタルチケット公式販売 Web サイト（以下「本サイト」といいます。）をご利用されるにあたり、この利用規約（以下「本規約」といいます。）をよくお読みください。お客様が本予約をご利用される場合には、本規約に同意されたものとみなします。

### 第 1 条（留意事項）

パビリオンの予約を取得しても、パビリオンの事情により、入館を断られる、あるいは時間変更される場合があります。このとき、予約の権利を主張することはできません。なお、他の規約で定められたイベント予約などの開催時間が変更となり、すでに予約しているパビリオン予約と重複した場合でも当協会は調整を行いません。

- 2 予約時間に遅延されたときは、原則パビリオンに入館できません。
- 3 入館条件が設けられているパビリオンについては、その条件が満たされていない場合には、入館を断られることがあります。
- 4 お客様が来場日を変更したときは、予約が完了していたパビリオン予約は無効になります。

### 第 2 条（予約の種類と条件）

万博 ID を登録し、チケットを保有するお客様は、①パビリオン事前個人予約、②パビリオン空き枠予約、③パビリオン当日登録を行うことができます。

- 2 一般団体、学校団体は、④パビリオン団体予約を選択することができます。
- 3 ④パビリオン団体予約を選択したお客様は、①パビリオン事前個人予約を行うことができません。
- 4 代表者のチケット ID で入場することを選択した一般団体、学校団体のお客様は、①パビリオン事前個人予約、②パビリオン空き枠予約、③パビリオン当日登録を行うことができません。

### 第 3 条（予約の人数単位）

- ①パビリオン事前個人予約、③パビリオン当日登録については、14 名以下かつ各パビリオンが認めた人数以内の予約をまとめて申し込むことができます。
- 2 ④パビリオン団体予約については、学校団体または 15 名以上の一般団体かつ各パビリオンが認めた人数以内の予約を代表者がまとめて申し込むことができます。

### 第 4 条（超早割特別抽選）

万博 ID を登録し、「一日券～超早期購入割引～」（以下「超早割一日券」といいます。）をお持ちのお客様は、2024 年 9 月 25 日から 2024 年 10 月 6 日の間、超早割特別抽選に申し込むことができます。

- 2 前項の申込では、入場を希望する日時と、入館を希望するパビリオンの時間帯枠を最大第 5 希望まで選択することができます。
- 3 パビリオン主催者が設定した予約枠以上に申込があった日時やパビリオンについては、2024 年 10 月 7 日から 12 日に、当協会が公平・公正な抽選を行い、当選者へは、結果をメールにて送信するほか、本

サイトの個人向けメッセージ欄に表示します。

#### 第5条（2 か月前抽選(パビリオン)）

来場日時予約をした第2条第1項に該当し、かつ第2条第2項に該当しないお客様は、来場3 か月前の日（同日がない場合はその翌日）から来場2 か月前の前日（同日がない場合はその翌日）までの1 ヶ月間に、2 か月前抽選(パビリオン)を申し込むことができます。

2 前項の申込では、入館を希望するパビリオンの時間帯枠を、最大第5 希望まで選択することができます。

3 来場2 か月前の日に、当協会が公平・公正な抽選を行い、当選者へ結果をメールにて送信するほか、本サイトの個人向けメッセージ欄に表示します。

#### 第6条（7 日前抽選(パビリオン)）

来場日時予約をした第2条第1項に該当かつ第2条第2項に該当しないお客様は、来場1 か月前の日（同日がない場合はその翌日）から来場8 日前の日までの間に、7 日前抽選(パビリオン)を申し込むことができます。

2 前項の申込では、入館を希望するパビリオンの時間帯枠を、最大第5 希望まで選択することができます。

3 来場7 日前の日に、当協会が公平・公正な抽選を行い、当選者へ、結果をメールにて送信するほか、本 Web サイトの個人向けメッセージ欄に表示します。

#### 第7条（空き枠先着予約(パビリオン)）

来場日時予約をした第2条第1項に該当するお客様は、来場3 日前から前日までの間の3 日間に、パビリオン事前予約枠に空き枠があるパビリオンについて、チケット ID 1 つにつき1 枠、先着順で予約を申し込むことができます。

#### 第8条（パビリオン団体予約）

団体入場するお客様は、販売事業者を経由して④パビリオン団体予約を申し込むことができます。

2 パビリオン団体予約の方法は、別途定めます。

#### 第9条（当日登録(パビリオン)）

第2条第3項に該当しないお客様は、2025 年日本国際博覧会の会場入場後 10 分経過した後から、空き枠のあるパビリオンに、当日登録(パビリオン)を行うことができます。

2 当日登録はチケット ID1 つにつき1 枠で、登録したパビリオンに入館後 10 分経過するまで、またはキャンセルするまで、次の当日登録はできません。

#### 第10条（予約の管理）

予約又は登録の QR コードは、自己の責任において、適切に管理してください。お客様の故意や過失により、当該 QR コードを第三者が先に使用した場合、当該パビリオンには入館できません。

2 予約又は登録の QR コードが第三者によって使用されたことによってお客様に損害が生じたとしても、当協会に故意または重大な過失がある場合を除き、当協会は一切の責任を負いません。

#### 第 11 条（個人情報の取得および利用）

当協会は、当協会が定める個人情報保護方針（<https://www.expo2025.or.jp/privacy/>）に従って、お客様から提供された個人情報を取り扱います。

2 協会は、安全およびセキュリティ上の理由から、お客様から提供された個人情報を警察などに提供する場合があります。

3 販売事業者からチケットを購入したお客様およびそのチケットを譲渡されたお客様は、お客様が販売事業者に提供した個人情報について、当協会の個人情報保護方針に加え、販売事業者に個人情報の取扱いをご確認ください。

#### 第 12 条（損害賠償等）

お客様が本規約に違反し、当協会に損害等を与えたときは、当協会はおお客様に対し、賠償等を請求することができます。

2 お客様が他のお客様その他第三者に損害等を与える等してトラブルが発生したときは、お客様と第三者との間で解決するものとし、当協会は当該トラブルに関与しません。

3 お客様が本規約に違反し、当協会がチケット ID を無効にしたことに伴い、お客様と第三者との間で紛争が発生した場合であっても、当協会は当該トラブルに関与しません。

#### 第 13 条（準拠法等）

本規約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

2 本規約は日本語で作成されています。

3 当協会は、本規約の他言語への翻訳を本サイトを通じてお客様に提供することがありますが、本規約の日本語版と翻訳版の間に矛盾がある場合は、日本語版を優先するものとします。

#### 第 14 条（合意管轄）

本規約に起因または関連し、お客様と当協会との間で紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 15 条（本規約の変更）

当協会は、次に掲げる場合には個別にお客様と合意をすることなく本規約の内容を変更することができます。

(1) 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。

(2) 本規約の変更が、変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当協会は、変更後の本規約の施行の 3 日前までに施行時期を含め、本サイトにて公表するものとします。ただし、緊急を要する場合は、事後の公表となる場合があります。

付 則

1 本規約は、2024 年 9 月 3 日より実施するものとします。

※「QR コード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です。